

堺市住民票の写し等の不正取得に係る被取得者への被害告知に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、戸籍法（昭和22年法律第224号）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨を踏まえ、不正取得が行われた場合における被取得者への被害告知及び不正取得に係る事実確認をするための住民票の写し等の取得者に対する疎明資料の提出要求等に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第2条 この要領の実施については、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならないとの個人情報の保護に関する法律の基本理念にのっとり、個人の権利利益の保護に最大限の配慮が払われることを旨として行うものとする。

2 この要領の実施については、総務省、法務省（大阪法務局を含む。）、大阪府その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と連携しつつ、相互に協力するとともに、戸籍及び住民基本台帳の安全管理のために必要かつ適切な措置が図られることで将来にわたる不正取得の抑止に資することを旨として行うものとする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民票の写し等 住民基本台帳法に規定する住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し、除票記載事項証明書、戸籍の附票の写し若しくは戸籍の附票の除票の写し又は戸籍法に規定する戸籍謄本等若しくは除籍謄本等をいう。
- (2) 不正取得 各区長から住民票の写し等の交付を受けた場合のうち、次のいずれかに該当するときであつて、偽りその他不正の手段（探偵社、興信所等の調査業者の依頼を含む。以下同じ。）により請求を行い、住民票の写し等の交付を受けたものと市長から判断されたものをいう。

ア 住民基本台帳法又は戸籍法の規定の違反事件（偽りその他不正の手段により、住民票の写し等の交付を受けたものに限る。）に係る判決又は決定が確定したとき。

イ 取得者への聴取又は裁判中の供述等により偽りその他不正の手段により住民票の写し等の請求（以下「不正請求」という。）を行つた事実と争いがないとき。

ウ 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関による不正請求に関する報道に関し、市長が関係機関に照会し、当該不正請求が事実である旨の回答があつたとき。

エ 関係機関から偽造・紛失の通知があつた請求書により取得されたとき。

オ 関係機関から特定事務受任者による住民票の写し等の取得に係る懲戒処分の情報提供があったとき。

カ アに係る事件の取得者による同様の取得があったとき、その他事案の概要からアに係る事件と同一の事件として不正請求が行われた蓋然性が極めて高いと認められるとき。

キ オに該当する者による同様の取得があったとき、その他事案の概要からオに係る事件と同一の事件として不正請求が行われた蓋然性が極めて高いと認められるとき。

(疎明資料の提出要求)

第4条 市長は、前条第2号オからキまでに該当すると認めるときは、依頼文書(様式第1号)により、当該住民票の写し等の取得者に当該請求が正当な請求である旨の回答書(疎明資料提出書)(様式第2号)の提出を求めるものとする。

(不正取得の事実の確認)

第5条 市長は、第3条第2号アからエまでに該当すると認めるときは、訴訟記録、検察官通知文書、裁判所回答文書、関係機関の公文書その他の資料によりその事実を確認するものとする。

2 市長は、第3条第2号オからキまでに該当すると認めるときは、前条の回答書によりその事実を確認するものとする。ただし、同条の回答書の提出を求めたにもかかわらず当該回答書の提出がない場合において、市長がそれに代わる他の手段により調査を行ったときは、当該調査において収集した資料によりその事実を確認することができる。

3 市長は、前項の調査に当たっては、大阪府知事に対し、他の市町村(大阪府以外の都道府県を含む。)における同様の事例に関する情報提供を求める等の必要な助言を求めることができる。

(告発)

第6条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による確認に当たっての調査において、犯罪行為に関する事実を確認した場合には、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項による告発について検討を行うものとする。

(不正取得者への通告等及び要請並びに被害告知)

第7条 市長は、第5条第1項又は第2項の規定による確認の結果に照らして不正取得が行われたと判断したときは、個人情報保護委員会に対し次に掲げる事項を情報提供するとともに、不正取得をした者に対し、被取得者に当該不正取得の事実に関する情報を告知する旨を通告し、併せて当該不正取得に係る住民票の写し等を返還するよう様式第3号により要請するものとする。

- (1) 事案の概要
 - (2) 不正取得が発生した住民票の写し等の項目
 - (3) 不正取得が発生した住民票の写し等に係る本人の数
 - (4) 原因
 - (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - (6) 本人への対応の実施状況
 - (7) 公表の実施状況
 - (8) 再発防止のための措置
 - (9) その他参考となる事項
- 2 市長は、前項の規定による通告後、被取得者に対し、前項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に係る不正取得の事実に関する情報を様式第4号により通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、第4条の疎明資料の提出の求めにもかかわらず資料の提出がなく、かつ、第5条第2項ただし書の調査によっても不正取得の確証がないときについて、準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条	第5条第1項又は第2項の規定による確認の結果に照らして不正取得が行われたと判断したとき	第4条の回答書の提出を求めたにもかかわらず回答書の提出がなく、かつ、第5条第2項ただし書の調査によっても不正取得の確証がないとき
	不正取得をした者	不正取得をした疑いがある者
	当該不正取得の事実に関する情報を告知する旨を通告し、併せて当該不正取得に係る住民票の写し等を返還するよう様式第3号により要請する	当該不正取得が発生したおそれがある事実に関する情報を告知する旨を様式第5号により通告する
	発生した	発生したおそれがある
	前項	次項において準用する前項
	不正取得の事実に関する情報を様式第4号	不正取得が発生したおそれがある事実に関する情報を様式第6号

(告知後の対応)

第8条 市長は、前条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する通知を受けた被取得者から、当該不正取得に関連して人権侵害等の問題について相談があった場合は、関係部署等が連携して対応するとともに、相談の内容に応じて関係機関への連絡等を行うものとする。

2 市長は、前条第2項に規定する通知を受けた被取得者から、当該不正取得に関連して債権、相続等に係る紛争について相談があった場合には、法律相談等を行っている機関を紹介するものとする。

(被害告知の事務の処理)

第9条 被害告知の事務は、戸籍住民課において処理する。

(その他)

第10条 この要領の実施に当たり、市長は、住民票の写し等の交付決定に関する権限が区長に属することに鑑みて、十分に当該区長と連携を図るものとする。

2 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、市民生活部長が定める。

附 則

この要領は、令和8年8月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

（交付請求者） 様

堺市長

住民票の写し等の不正取得の疑義に関する疎明について（依頼）

あなたが本市に対して行った下記の住民票の写し等の請求について、下記「不正取得の疑義理由」のとおり不正なものであるとの疑義があるため、正当な請求であった旨を確認する必要があります。

つきましては、回答書（疎明資料提出書）（様式第 2 号）により、 年 月 日までに、当該請求に関する疎明資料を添付のうえ、本市から取得した下記証明書について、不正取得でない旨を疎明してください。

期限までに回答がない場合は、当該住民票の写し等の取得を不正な手段による請求であるおそれがあるものとして、被取得者に対してその旨を告知します。

また、不正取得である場合は、当該住民票の写し等について、速やかに本市へ返還されるよう要請します。

記

整理 番号	請求年月日	証明書の 種類又は 請求種別	請求書番号 (※)	不正取得の疑義理由

(※) 職務上請求書の場合に記入

(備考)

- ・各住民票の写し等の取得が不正でないことが疎明できる資料を添付してください。
- ・各疎明資料には整理番号を付してください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

回答書（疎明資料提出書）

年 月 日

堺市長 殿

住 所
氏 名
電話番号その他連絡先

年 月 日付け〔文書番号〕第 号で依頼のあった住民票の写し等の不正取得の疑義照会に関して、疎明資料を添付のうえ、下記のとおり回答します。

記

整理 番号	請求 年月日	証明書の種類 又は請求種別	請求書 番号（※）	請求書 の真贋	不正取得でない理由	疎明資料

（※）職務上請求書の場合に記入

（備考）

- ・ 添付する疎明資料には、資料の右上に対応する整理番号を付してください。
- ・ 書ききれない場合は、別紙を添付していただいて差し支えありません。
- ・ 不正取得でない理由、疎明資料等について、質問する場合がありますので、電話番号、メールアドレス等の連絡先と希望する連絡手段を教えてください。
- ・ 期限までの回答が困難な場合又は回答書の記載方法に疑義がある場合は、提出先宛てに電話等でご連絡ください。

様式第3号（第7条第1項関係）

第 号
年 月 日

（交付請求者） 様

堺市長

住民票の写し等の不正請求に関する被取得者への告知書の送付（通告）
及び住民票の写し等の返還について（要請）

〔 年 月 日付け「回答書（疎明資料提出書）」により、あなたからなされた疎明の回答について、本市で確認したところ、（※）事案により表現を変更〕当該住民票の写し等については、不正に取得されたものとして、被取得者に対してこの旨を告知することとしましたので、通告します。

また、不正に取得されたものと判断した当該住民票の写し等について、直ちに本市へ返還されるよう要請します。

様式第4号（第7条第2項関係）

第 号
年 月 日

（被取得者）様

堺市長

住民票の写し等の不正取得に関する通知書

平素は本市の行政に対して多大の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

〔さて、この度、他府県の●●●●による大規模な住民票の写し等の不正請求事件が発覚しました。当該●●●●は警察に逮捕され、現在取り調べを受けているとのことですが、新聞報道では本市を含めた府内市町村でも請求を行っていたとのことですが、（※）事案により表現を変更〕

この件について調査しましたところ、本市も不正取得の被害を受けていたことが明らかになり、その中に、あなた様の〔住民票の写し・戸籍謄本等〕が含まれていました。

本市といたしましては、住民票の写し等の不正取得という事案は、住民の皆様の不安を招きかねないものと重く受け止めています。あなた様の個人情報や個人の権利利益の保護の観点から、行政機関の保有する個人情報の漏えい等の場合と同様、その事実に関する情報を別添のとおりお知らせいたします。

この通知に関するお問合せは、次の連絡先にお願いします。

<この通知に関するお問合せ先>

市民人権局市民生活部戸籍住民課

別添

事案の概要	発生日： 発覚日： 発生事案： 発見者： 報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者（委託先）の有無： ☐ 有（名称：（住所：（電話： ☐ 無 事実経過： <u>概要：</u> <u>発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）：</u>
不正取得が発生した住民票の写し等の項目	媒体： ☐ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他（ 項目： ☐ 氏名 ☐ 生年月日 ☐ 性別 ☐ 住所 ☐ 本籍地 ☐ その他（
原因	主体： ☐ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明 原因：不正その他偽りの手段による取得 詳細：
二次被害又はそのおそれの有無及びその内容	有無： ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明 詳細：
その他参考となる事項	

様式第5号（第7条第3項関係）

第 号
年 月 日

（交付請求者） 様

堺市長

住民票の写し等の不正請求に関する被取得者への告知書の送付について（通告）

年 月 日付け〔文書番号〕第 号「住民票の写し等の不正取得の疑義に関する疎明について（依頼）」により、あなたからなされた住民票の写し等の交付請求が不正でない場合は、年 月 日までに疎明の回答をしていただくようお願いしていたところですが、期日までに回答がありませんでした。

つきましては、当該住民票の写し等については、不正に取得されたおそれがあるものとして、被取得者に対してこの旨を告知することとしましたので通告します。

様式第 6 号（第 7 条第 3 項関係）

第 号
年 月 日

（被取得者）様

堺市長

住民票の写し等の不正取得のおそれに関する通知書

平素は本市の行政に対して多大の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

〔さて、この度、他府県の●●●●による大規模な住民票の写し等の不正請求事件が発覚しました。当該●●●●は警察に逮捕され、現在取り調べを受けているとのことですが、新聞報道では本市を含めた府内市町村でも請求を行っていたとのことです。（※）事案により表現を変更〕

この件について調査しましたところ、本市も不正取得の被害を受けていた可能性があり、その中に、あなた様の〔住民票の写し・戸籍謄本等〕が含まれている可能性があります。〔このため、本市では、住民票の写し等の取得者に対し、当該住民票の写し等の請求が正当な請求である旨の疎明資料の提出を求めましたが、〔提出期限を経過しても資料の提出がありませんでした。／提出された資料を確認した結果、正当な請求である旨の確認ができず、更に資料の提出を求めましたが、提出がありませんでした。〕（※）事案により表現を変更〕

本市といたしましては、住民票の写し等の不正取得のおそれという事案は、住民の皆様の不安を招きかねないものと重く受け止めています。あなた様の個人情報や個人の権利利益の保護の観点から、行政機関の保有する個人情報の漏えい等の場合と同様、その事実に関する情報を別添のとおりお知らせいたします。

この通知に関するお問合せは、次の連絡先にお願いします。

<この通知に関するお問合せ先>

市民人権局市民生活部戸籍住民課

(参考) 第7条第3項の規定による読替表

読替前	読替後
第7条 市長は、<u>第5条第1項又は第2項の規定による確認の結果に照らして不正取得が行われたと判断したときは</u>、個人情報保護委員会に対し次に掲げる事項を情報提供するとともに、<u>不正取得をした者</u>に対し、被取得者に<u>当該不正取得の事実に関する情報を告知する旨を通告し、併せて当該不正取得に係る住民票の写し等を返還するよう様式第3号により要請するものとする。</u> (1) 事案の概要 (2) 不正取得が<u>発生した</u>住民票の写し等の項目 (3) 不正取得が<u>発生した</u>住民票の写し等に係る本人の数 (4) 原因 (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (6) 本人への対応の実施状況 (7) 公表の実施状況 (8) 再発防止のための措置 (9) その他参考となる事項 2 市長は、<u>前項の規定による通告後</u>、被取得者に対し、前項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に係る<u>不正取得の事実に関する情報を様式第4号により通知するものとする。</u>	第7条 市長は、<u>第4条の回答書の提出を求めたにもかかわらず回答書の提出がなく、かつ、第5条第2項ただし書の調査によっても不正取得の確証がないとき</u>は、個人情報保護委員会に対し次に掲げる事項を情報提供するとともに、<u>不正取得をした疑いがある者</u>に対し、被取得者に<u>当該不正取得が発生したおそれがある事実に関する情報を告知する旨を様式第5号により通告するものとする。</u> (1) 事案の概要 (2) 不正取得が<u>発生したおそれがある</u>住民票の写し等の項目 (3) 不正取得が<u>発生したおそれがある</u>住民票の写し等に係る本人の数 (4) 原因 (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (6) 本人への対応の実施状況 (7) 公表の実施状況 (8) 再発防止のための措置 (9) その他参考となる事項 2 市長は、<u>次項において準用する前項の規定による通告後</u>、被取得者に対し、前項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に係る<u>不正取得が発生したおそれがある事実に関する情報を様式第6号により通知するものとする。</u>